

税務課からのお知らせ

①申告・納付などの期限が延長されています

陸前高田市に住所、主たる事務所などがある納税者は、3月11日以後に到来する申告・申請・納付などの期限が国税・県税・市税の全ての税目について延期されています。

申告などの期限をいつまで延長するかは、被災者の状況を十分配慮して検討されることになっています。

平成22年分所得にかかる市県民税申告については、市庁舎が被災したため受付できない状況です。受け付けできるようになりましたら、あらためてお知らせします。

【問い合わせ先】

- ・国税 大船渡税務署(4月28日まで大船渡地区合同庁舎4階、電話090-7333-2100)
- ・県税 大船渡地域振興センター(大船渡地区合同庁舎1階)
- ・市税 市役所仮庁舎税務課(電話0192-59-2111、内線20、21)

②平成23年度市税の課税について

例年4月に固定資産税・都市計画税、5月に軽自動車税、6月に市県民税、7月に国民健康保険税が課税され、納付書が各納税義務者に送付されますが、平成23年度は申告等の期限が延長されていることもあり、課税は当面できないため納付書は送付しません。したがって、市税の口座振替手続きをしている場合でも、当分の間引き去りはいたしません。今後、課税できるようになりましたら、あらためてお知らせします。

③軽自動車税について

軽自動車税は、例年4月1日現在登録されている軽自動車に課税されますが、当分の間、平成23年度軽自動車税の納付書は送付しません。市が軽自動車税を課税できるようになりましたら、課税前に届け出期間を設けて、流失した軽自動車の届け出を受け付けますのでお待ちください。

④原付自転車などの登録・廃車手続きについて

市は、原動機付自転車および小型特殊車両(農耕作業用など)の「陸前高田市」ナンバー登録・廃車手続きを税務課で受け付けています。

廃車手続きにはナンバープレートが必要になりますが、流失した場合は市役所仮庁舎税務課に備え付けの申立書を提出してください。

⑤税務関係諸証明の発行について

税務課では、次の諸証明書を発行しています。

▽発行できる証明書(平成22年度を含む過去10年度分)

所得課税証明、所得証明、課税証明、納税証明、資産証明、公課証明、評価証明

※納税証明は、2月24日収納分までの証明になります。

また、平成23年度分の所得証明(平成22年所得の証明)などの税関係証明は、②のように課税されないことから、当面発行できませんのでご理解願います。

なお、公図なども流失しているため、当面図面の閲覧はできません。

⑥り災証明書について

り災証明書と被害調査

住民の申請に基づき、市が家屋の被害状況を調査し発行するものです。今回の津波被害は、

裏面もご覧ください

浸水区域がはっきりしているので申請前に調査を行いました。地震のみの被害申告は、現在受付中です。調査前に修理などをする場合は、写真を撮っておください。

現在は使途が明確な場合に受け付け

り災証明書は、現在、大学授業料免除、他市の仮設住宅入居や会社の見舞金請求など、提出先が明確な場合に申請を受け付けています。り災証明が不要な手続きも多いので、提出先にり災証明が必要か確認してから申請してください。

り災証明の申請

①個人所有の家屋 申請者が世帯主、同居の親族、2親等以内の血族以外の場合は、委任状が必要です。申請には、り災日の世帯主および申請者の本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証など）の写しが必要です。世帯主が死亡・行方不明の場合は、世帯主の分は不要です。
※住民登録のない方は、居住していたことを証明する書類2種類が必要です。例えば、アパートの契約書、電気・ガス等の領収書や契約証明書等居住地及び居住者の住所・氏名がわかる書類を提出してください。

②法人所有の家屋 代表者本人が申請する以外は委任状が必要です。また、申請者の本人確認書類が必要です。

全壊・半壊の区別

今回の津波被害では、家屋流失および1階天井までの浸水は「全壊」、床上浸水1m以上とガレキの建物内流入は「大規模半壊」、床上浸水は「半壊」、床下浸水は「一部損傷」と判定されます。※地震保険などの判定は、保険会社が独自に判断しますので、この基準の限りではありません。

支援金の支給時期

なお、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給時期などは、まだ決まっていないところです。支給時期や申請方法が決まり、申請にり災証明が必要な場合は、あらためてお知らせします。その場合は、町ごとに申請を受け付けし、り災証明書を発行する予定です。

◆陸前高田市公式ホームページ（災害用）を開設

市は4月16日、公式ホームページを立ち上げました。内容は、災害情報に限定したもので、広報りくぜんたかたや寄附金・義援金の振込口座などを掲載しています。なお、URLは次のとおりです。

▽URL <http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp>



◆市長がインターネット中継で支援を呼びかけ～第1回 AidTAKATA 陸前高田フォーラム～

4月16日、陸前高田市支援連絡協議会（AidTAKATA）の第1回フォーラムが東京都豊島区の区民センターで行われ、多くの報道陣が詰め掛けました。

フォーラムには約100人が参加し、ふるさと大使の村上清さん（小友町出身）がAidTAKATAの意義を説明したのち、津波が街を襲う瞬間をスライドで上映。会場と災害対策本部をインターネットで中継し、戸羽市長が被災地の現状を報告するとともに、復興支援を呼びかけました。

また、2人の国会議員をはじめ合計6人が登壇し、被災地の現状や今後の復興支援のあり方などについて発言。本市の復興に向け一歩前進した意義のあるフォーラムとなりました。

陸前高田市支援連絡協議会

 Aid TAKATA



高田松原で奇蹟的に一本だけ残った松の木

世界一の大家族、
ふるさとの絆、
陸前高田

AidTAKATAのトップページ。
URLは、<http://aidtakata.org/>

広報りくぜんたかた臨時号を毎日発行しておりますが、各避難所では、広報を表裏とも掲示するなど配慮願います。また、個別住宅に避難している人は、毎日最寄りの避難所または地区本部に出かけるなどして、情報収集をお願いします。

表面もご覧ください